

郡山市学校給食庁内研究会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市立学校給食費補助金交付要綱（令和2年7月31日制定）に基づき実施する補助金等の交付に当たり、当該補助に係る費用を抑制するため、学校給食の提供に要する費用の削減や提供の方法の見直し等を検討することを目的として、郡山市学校給食庁内研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食の提供に要する費用の削減や学校給食の提供の方法の見直しに関すること。
- (2) 学校給食の調理場の新設、廃止、統合等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食の見直しに関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、学校管理課長、副委員長には、郡山市立中学校給食センター所長又は郡山市立中学校第二給食センター所長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に定める課等及び組織に所属する職員等のうち、当該課等及び組織の長があらかじめ指定する者をもって組織する。
- 4 委員長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、学校教育部学校管理課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

園芸畜産振興課、総合地方卸売市場管理事務所、教育総務部総務課、学校管理課、郡山市中学校給食会、郡山市学校給食研究会
